

2014年3月12日

横浜市長
林 文子 様

住基ネットに「不参加」を！横浜市民の会
共同代表 溝辺節子（ふえみん婦人民主クラブ）
中森圭子（住基ネットを考える市民の会）
宮崎俊郎（やぶれっ！住基ネット市民行動）
連絡先〔以下省略〕

共通番号に関する質問書

昨年5月に共通番号関連4法が国会において成立しました。共通番号の実施主体は国であり、住基ネットの運用主体が自治体であったことと比較して自治体の関与が弱まったと認識されがちですが、実質的な運用を担うのはあくまで自治体です。共通番号制度の基礎となる住民基本台帳や住基ネットは自治体の事務であり、住民情報の管理責任は市区長村長にあるのです。国任せにせず、自治体が責任を持って対応していく姿勢こそが問われていると私たちは考えます。

共通番号実施までに自治体のやらなければならないことはたくさんありますが、国の政令策定も大幅に遅れており、2015年10月番号通知、2016年1月個人番号利用開始、個人番号カード交付という所定のスケジュール通りに運ぶのかどうか、甚だ疑問です。

さらに、今回の政府の提示している政令案を見てもその適用範囲は税や社会保障に限定せずに、破防法や暴対法などの治安管理法への利用に道を開こうとしており、大変不安に感じています。住基ネットも私たち市民の情報のマッチングや漏えいの危険性に対する不安から横浜においても4分の1の市民が参加しなかった時期がありました。共通番号制度の持つ情報集積の危険性は住基ネットの比ではありません。こうした市民が大きな不安を抱えるシステムに対して横浜市は丁寧な説明を行う義務があるはずです。

以下に私たちは共通番号制度導入にあたって抱えている質問を提出いたしますので、文書にて速やかに回答されますようお願いいたします。

総 I 第 9 3 1 号
平成 26 年 3 月 25 日

住基ネットに「不参加」を！横浜市民の会
共同代表 溝辺 節子 様
中森 圭子 様
宮崎 俊郎 様

横浜市長 林文子

共通番号に関する質問書について（回答）

平成 26 年 3 月 12 日にご質問いただいた件について、次のとおりお答えします。

記

1. 自治体の責任

①共通番号制度の運用に責任を持つのは国か地方自治体か。

1-①

マイナンバー法は、国、自治体、地方公共団体情報システム機構等にそれぞれの役割を定めていますので、その範囲において自治体も一定の責任を負うものと認識しています。

②個人番号の付番と個人番号カードの交付は法定受託事務だが、その他の自治体の行う業務は自治事務でよいか。

1-②

自治体の事務のうち、法令に法定受託事務である旨の定めがある事務以外の事務は自治事務です。マイナンバー法に基づく事務のうち、法定受託事務は、御指摘の2事務となります。

③住基法第36条2では市町村長は住民票に記載されている事項の漏洩、滅失及び毀損を防止するなど適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。共通番号制度で提供される住民情報について、提供先での漏洩や不正利用等の防止のためにどのような措置を考えているのか。

1-③

マイナンバー法第24条は、総務大臣、情報照会者、及び情報提供者のそれぞれに、秘密の管理のための措置を講じるべきことを義務付けていますので、提供先においては、主に情報照会者がこの義務を負うと認識しています。

④情報提供依頼を受けた際に自治体は住民情報を提供するか否かの判断に関与できるか。

1-④

マイナンバー法第22条に、情報照会者から情報提供等事務について特定個人情報の提供が求められた場合、当該特定個人情報を提供しなければならない旨が定められており、正当に照会があったものについて拒否できないものと考えています。なお、DV被害者に係る情報等一部の情報の扱いについては、国において検討中の部分もあると聞いています。

2. 準備状況

①共通番号に関する担当課はどこか。

2-①

関与する課が多岐にわたっているため、庁内に検討組織「社会保障・税番号制度の導入・活用検討委員会」を設置して取り組んでいます。

②関係課の会議を設置しているか。

2-②

設置しています。

③国、神奈川県からいつ、どのような説明を受けているか。

2-③

資料提供の他、研修会や説明会によって説明を受けています。

平成25年3月番号法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会

平成25年9月平成25年度住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会

平成 26 年 2 月番号制度についての都道府県・指定都市主管課長説明会

④既存システムに対する番号制度の影響度調査は行ったのか。行われていれば、その結果を明らかにされたい。

2-④

住民記録システムにおける調査の結果、マイナンバーの保有、住民票への表示、個人番号カード・通知カードの交付状況の管理、通知カードの送付先の登録や中間サーバへの続柄の登録等に影響があることが分かりました。その他の業務システムにおいては、国において詳細が決まっていないため、詳細が分かり次第調査を行います。

⑤横浜市として準備にあたっての課題となっていることは何か。

2-⑤

個人情報保護評価の実施を含めたシステム改修の実施と、効果的な市民の皆様への広報など、マイナンバー制度に円滑に対応することが課題と考えています。

⑥市民に対する広報の予定はあるか。

2-⑥

制度周知についての広報は国が主体となり自治体も協力しながら行って行くものと考えています。制度活用により市民の皆様にとどのような影響があるのかについてなどは、本市が主体となり広報を行っていく必要性を認識していますが、省令等が未定の現段階では、具体的な予定をたてることができていません。

3. 準備のスケジュール

①共通番号導入にあたって必要な準備作業は何か。

3-①

2-⑤でお答えしたとおりです。

②準備のスケジュールを明らかにされたい。

3-②

平成 27 年 10 月のマイナンバーの付番・通知、平成 28 年 1 月のマイナンバー利用開始など、国のスケジュールに併せて、個人情報保護評価の実施やシステム改修などを進める予定です。

③中間サーバー契約の遅れ、政省令の遅れの影響はあるのか。

3-③

横浜市においては、スケジュールの圧迫はあると思いますが、大きな影響は無いと考えます。

4. 経費、予算、コスト

①2014 年度番号関連予算の内容を明らかにされたい。その際には国費か市費かの内訳を付すこと。

4-①

マイナンバー制度の対応予算として、平成 26 年度予算に 4 億円を計上しています。このうち、約 3 億 5 千 4 百万円を国費と想定していますが、補助対象となるシステムや具体的な補助内容などに基づき、今後、国により決定されます。

②番号制度導入にかかる全体的なコストの見込みを明らかにされたい。

4-②

具体的な利用事務等が未定のため、平成 26 年度予算部分のみ算定しています。

5. 住民、自治体のメリット

①番号制度により、自治体及び住民の負担が軽減する事務は何か。

5-①

市民の皆様へは、申請手続きの簡素化や行政からの的確な情報発信等、利便性向上に取り組んでいく考えです。また、行政では、確認作業の簡素化や重複する事務の解消等に活用できるよう取り組んでいく考えです。

②情報連携によるメリットとされているものは、市の内部の連携で実現するのではないのか。

5-②

内部連携だけでは実現できないものに、他自治体との情報連携等があります。

③番号制度を利用しなければ実現できない事務は何か。

5-③

個人の特定に関する事務が効率的に行えるということであり、使用しなければ実現できないというものがあるかという観点では確認を行っていません。

6. 自治体の独自利用

①個人番号で庁内連携や外部連携を行う予定があるか。

6-①

庁内連携については、今後国から示される制度全体の検討状況を踏まえながら、市としても検討していく予定です。外部連携は、どの事務で利用できるかが今後国により示される予定なので、それを踏まえて市としても検討していく予定です。

②個人番号カードの IC 領域の独自利用の予定があるか。

6-②

IC 領域の独自利用については、詳細が不明であり、国の検討状況を踏まえながら、今後検討していく予定です。

③マイポータルへのプッシュ型サービス等の利用を考えているか。

6-③

マイポータルについては、詳細が不明であり、国の検討状況を踏まえながら、今後検討していく予定です。

④独自利用についてどこでどのように検討していくのか。

6-④

社会保障・税番号制度の導入・活用検討委員会で検討を行っていく予定です。

7. 個人番号カード

①個人番号カードの作成を地方公共団体情報システム機構に委託するのか。

7-①

国の検討の中で全市町村が共同で委託することを想定していると聞いています。

②個人番号カードの成りすまし不正取得は防止できると考えているのか。

7-②

平成 22 年 8 月に住基カードのなりすましによる取得を防止するための要綱を制定していますが、個人番号カードについても住基カードと同様に不正取得の防止に努めます。

③今までに住基カードの成りすまし取得や偽造はあったか。

7-③

過去に本市でもなりすましによる取得があったことから、平成 22 年 8 月に住基カードのなりすましによる取得を防止するための要綱を制定しています。

④個人番号カードの交付は有料か、無料か。

7-④

国において今後検討されるものと聞いています。

⑤個人番号カードの交付は法定受託事務だが、市町村が本人確認して交付することになっている。国の指示した方法により交付したカードが不正取得で被害が発生した場合、その責任は国が負うのか、市町村が負うのか。

7-⑤

今後国の見解も踏まえて検討します。

8. 個人番号の通知、通知カードの送付

①DV被害者、施設入所者等の「特別な事情により住民基本台帳に記載された住所に通知することが適切でない者」をどのように判断するのか、そのようなカード送付先の情報を機密に送信することは個人情報の提供にあたらぬのか。

8-①

住民情報の送信に対する具体的な手順や方法などが国から提示されていないため、今後の国からの提示により検討します。

②住民情報を不正に手に入れたことによるストーカー殺人事件が多発している。逗子市の事件では、住民票の閲覧制限をしても他の所管から漏洩しているが、今後共通番号制度により全国の広範な機関に最新の住民情報を提供した場合、このような事件の発生につながらぬのか。

8-②

今後の国の動向を踏まえ適切に対応してまいります。

9. 特定個人情報保護評価

①第三者点検の実施体制はいかに構築するのか。独立して作るのか、個人情報保護審議会で行うか。

9-①

現在検討中ですが、横浜市個人情報保護審議会において第三者点検を行うことを考えています。

②実施の手続きと予定を明らかにされたい。

9-②

特定個人情報保護評価の実施手続きは、①評価書の作成、②市民意見を募集、③第三者点検の実施、④特定個人情報保護委員会への報告及び公表となっています。平成 26 年度は、年度内に改修が必要となるシステムを利用する事務について評価を行う予定です。

③情報保護評価の対象をどう把握するのか、明らかにされたい。

9-③

番号利用事務所管課からの申請により把握する予定です。また、実際に番号利用を開始するためには、システム連携が必要となるため、この際にも対象確認ができるものと考えています。

④番号制度開始時に、すべての対象事務について第三者点検や住民の意見聴取を行う考えはないか。

9-④

対象事務での利用範囲やスケジュールなどによるため、第三者点検等を含む個人情報保護評価をすべての業務一括で行うことは考えていません。なお、横浜市は人口規模から、ほとんどのシステムが全項目評価となり、第三者点検を実施し、市民意見を募集することになると想定しています。

10. 条例改正の予定

①条例改正を予定している事項は何か。

10-①

今後国から示される制度全体の検討状況を踏まえながら、今後検討していく予定です。

②番号法によって改正が必要になる個人情報保護条例の条文はどれか。

10-②

現在検討中ですが、主なものとして、利用及び提供の制限（第10条）、利用停止請求（第43条他）があります。

③住基ネットにおいて、漏洩・不正利用等の緊急時に自治体の判断で接続を停止する措置を規定した条例を制定している自治体があるが、共通番号制度においてこのような規定を設ける考えはあるか。

10-③

1-④でお答えしたとおりです。

11. 情報連携システムの整備

①中間サーバーの設置計画、費用を明らかにされたい。

11-①

国から示されていないため現時点では不明ですが、国から補助金が出る予定です。

②中間サーバーにはどのような住民情報を記録するのか。

11-②

国にて詳細が決定していませんが、所得情報や健康保険情報、介護保険情報、児童手当情報、生活保護の情報等が記録する対象となる予定です。

③総務省は中間サーバーの全国2か所への共同集約化を示しているが、これを利用するか。

11-③

利用する予定です。

④統合宛名システムとは何か。横浜市はどのように整備しようとしているのか。

11-④

統合宛名システムは、宛名情報を保持する基盤的情報システムです。具体的な整備内容は現在検討中です。

⑤システム開発にあたり、委託業者が再委託することを認めるのか。

11-⑤

横浜市の委託契約約款 第6条、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第7条及び個人情報取扱特記事項 第7条に従い取り扱います。

1 2. 住民票のない人へのサービス

①住民サービス対象者には、住民登録のない人、登録地とは異なる場所で生活している人等もいる。番号制度ではそのような人を把握できなくなるのではないか。

12-①

必要な住民サービスを受ける上でも住民登録をしていただくことが前提となりますが、今後の国の動向を踏まえ適切に対応してまいります。

②個人番号は住民票コードをもとに変換し、個人番号カードは住民登録者に交付される。住民登録がないと番号もカードもないが、住民登録のない人がサービスを受けられなくなるのではないか。

12-②

12-①でお答えしたとおりです。

③2013年7月の外国人登録制度廃止と住民基本台帳への登録によって、それまで外国人登録を受けていた人で住民登録ができなかった人は何人いるか。それらの人へのサービス提供はどう保障されるのか。共通番号制度によってそれは変わるのか。

12-③

住民登録されなかった外国人住民の方の数は約3,500名です。これらの方々へのサービス提供について配慮を行っているところですが、マイナンバー制度導入後も同様に対応していきます。

以上

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。